



鳥取県公報

令和2年9月29日（火）
第9238号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 指定自立支援医療機関の指定の辞退（534）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・ 2
保安林の指定施業要件の変更予定（535）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 2
- ◇ 公 告 自衛官の募集（危機対策・情報課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

告 示

鳥取県告示第534号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第65条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和2年9月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	辞退年月日
漆原 徹到	鳥取市国府町宮下251-1	うるしばら漢方薬局	鳥取市国府町新通り三丁目350-1	精神通院医療	令和2年10月31日

鳥取県告示第535号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和2年9月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡伯耆町丸山字臼場1025の2、1029の2、1034の2、字上狼谷1553の4、1558の3、番原字大畑448、452の2、字三条尻643の2、字前ノ段620の3、字門畑575の2、字セツ又718の2、718の4、719の4、字小才707の2、707の5、字小才藪下674の2、真野字反り原692の91、字釜ヶ谷883、字下河原910、小野字川平42の1

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、伯耆町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第117条第1項(第118条においてその例によることとされた場合を含む。)の規定に基づき、令和2年度自衛官候補生募集に係る募集期間等について、次のとおり告示する。

令和2年9月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 採用する自衛官候補生

陸上要員(男女)、海上要員(男女)、航空要員(男女)

2 募集期間

令和2年10月1日(木)から同年11月6日(金)まで

3 試験種目

筆記試験（国語、数学、地理歴史及び公民並びに作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

4 試験期日及び試験場

(1) 試験期日

令和2年11月14日（土）

(2) 試験場

陸上自衛隊米子駐屯地（米子市両三柳2603）

5 合格発表予定日

試験実施日に示す日

6 採用予定時期

令和3年3月下旬から同年4月上旬までの間（詳細は、採用予定通知書で通知する。）

7 応募資格

採用予定月の1日現在で18歳以上33歳未満（ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日において33歳に達していない者に限る。）の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事由に該当しない者であること。

8 問合せ先

(1) 各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）

(2) 自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等

本部（0857-23-2251）

鳥取募集案内所（0857-26-4019）

倉吉地域事務所（0858-47-3250）

米子地域事務所（0859-33-2440）